

- (2) 正当な理由によって県外から出願する者は、(1)に示した必要書類のほかに熊本県立ひのくに高等養護学校入学志願についての証明書(様式4)を提出すること。
- (3) 出願取消しの場合は、平成14年1月25日(金)から平成14年1月31日(木)正午までに、本人、保護者及び出身学校の校長連署のうえ、文書で高等養護学校長に届け出なければならない。

7 入学願、調査書の作成・提出

(1) 入学願の作成

入学願記載事項の証明に当たっては、出身学校の校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。

(2) 調査書の作成

出身学校の校長は、調査書(高等養護学校長が定める様式)を作成する。

なお、調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

(3) 調査書の提出

出身学校の校長は、調査書を前記5で示した「出願期間」に、高等養護学校長に提出しなければならない。

8 検査

(1) 検査

検査の内容については、高等養護学校長が定めたものによる。

(2) 検査期日・日程

ア 期日は、平成14年2月1日(金)の1日とする。

イ 日程については、高等養護学校長が定める。

(3) 検査場

検査場は、熊本県立ひのくに高等養護学校とする。

(4) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、高等養護学校長とする。

イ 高等養護学校長は、実施要領を定め、学校の教職員等を指揮して検査を実施する。

(5) その他

出願の手続きをした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身学校の校長によって証明された者については、高等養護学校長は、この検査等に代わる他の適当な措置を講ずることができる。

9 面接及び健康診断

- (1) 高等養護学校長は、必要に応じて受検者本人に対して面接を行うことができる。

面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

なお、必要に応じて、保護者面談を行うことができる。

- (2) 高等養護学校長は、調査書等の健康に関することで、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公立保健所による検査を求めることができる。

10 海外帰国子女等の取扱い

高等養護学校長は、海外帰国子女及び引揚子女が志願する場合は、県教育委員会の承認を受けて、選抜に当たって特別の配慮をすることができる。

11 合格者の発表

- (1) 発表の日は、平成14年2月7日（木）とする。
- (2) 熊本県立ひのくに高等養護学校において、受検番号で発表する。

12 二次募集

二次募集については、「平成14年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項」に準ずる。

13 その他

- (1) 入学者選抜事務処理要項は別に定め、高等養護学校長に通知する。
- (2) 高等養護学校長は、この要項に基づき募集要項を作成し、県教育委員会あて提出する。
- (3) 合格できなかった者に限り、改めて県立学校の一般入学者選抜に出願することができる。
- (4) この要項に記載がないことがらについては、「平成14年度熊本県立高等学校入学者選抜要項」に準じて実施する。